

經濟論叢

第164卷 第3号

-
- 情報経済学の可能性……………吉田和男 1
- 韓国の30大財閥と「企業グループ」……………鄭安基 32
- 転換期における中国の自動車流通システム……………劉芳 62
- イギリス公務部門の人事管理変化と
ホワイトカラー組合の機能(1)……………松尾孝一 84
- 廃棄物広域処理の経済性と財政構造(1)……………八木信一 105

学会記事

平成11年9月

京大經濟學會

廃棄物広域処理の経済性と財政構造*（1）

八 木 信 一

はじめに

日本における一般廃棄物は、地方自治体にあたる市町村にその処理責任が課されている¹⁾。だが、大量廃棄を厭わない産業構造の変遷と生活習慣の定着は、廃棄物の量的増大と質的多様性をもたらすことになった。その結果、処理困難な廃棄物の増加に加えて、廃棄物処理関連費が地方財政を圧迫するという問題に直面した。

そのような危機的状況に対し、規模の経済を活かし、廃棄物を効率的に処理することにより、財政負担の軽減をはかることを目的とした広域処理が全国の自治体で行われるようになった。日本では、この広域処理を特別地方公共団体である一部事務組合で運営している自治体が多く、そこでは主に中間処理と最終処分を行っている。

しかし、組合による広域処理がすべての自治体の一般廃棄物にかんする問題を解決したとは言えない。また同じ一部事務組合といっても、施設などのハード面と高度な政策形成や技術管理ができる人材などのソフト面、およびそれらを支える財政規模においてかなりの違いがみられる。

さらに、リサイクルやダイオキシン対策などの環境政策とのかかわりがますます

* 本論文は平成9年度修士論文をもとに、加筆・修正を加えたものである。

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、第6条の2第1項において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。」と定め、また地方自治法では、一般廃棄物処理を市町村の固有事務であるとしている。

まず重要になる今後の廃棄物政策では、これまで中心であった焼却処理だけではなく、収集運搬から最終処分にいたるすべての処理過程を環境保全の視点から見直し、旧来の処理システムを転換していくことが求められる。だが、現在の組合はこのような方向ではなく、焼却処理を中心とした処理システムがもとになって形成された処理単位である。

そこで本論文では、都市部に隣接する組合と地方の組合との違い、および組合における廃棄物処理システムに焦点をあてつつ、おもに財政的特徴の側面から広域処理がこれまでの廃棄物政策にいかに対応してきたのかを分析し、環境保全を視野に入れた今後の廃棄物広域処理の課題を検討する。以下に本論文の構成を簡単に述べておく。

まず第I章では、これまでの組合による廃棄物処理の進展とその背景を述べる。そこでは、行政組織からみた組合の特徴を述べ、現時点において廃棄物処理事業をおこなう組合数とそれらの処理内容について言及する。

第II章では、広域行政の経済分析にかんする先行研究をもとに、まず市町村の枠を越えて広域的に廃棄物処理を行うことの長所を効率性にもとづいた従来の理論的側面から検討する。その後、これらの理論面での評価基準のなかで廃棄物の広域処理に関係がある、スピル・オーバーの存在と規模の経済を題材にして、それらが現実の組合による広域処理においてどのようになっているのかという比較を通じて、理論と現実とのあいだに違いがあるのかを分析する。

第III章では、前章で明らかにした分析結果の原因をさぐる。具体的には、まず組合による廃棄物処理が全国的な広がりを見せた背景を広域行政の歴史から検討し、そのなかで関係省庁によって行われた経済的インセンティブの役割を進展の背景として挙げる一方、ごみ戦争とそれに基づいて確立された廃棄物処理原則が広域処理におよぼした影響を論じる。さらにこの処理原則のほかに考えられる広域処理の限界要因を、組合を構成する市町村間の財政力格差、組合における財源構成、そして廃棄物量の確保にかんする問題という3つの側面からさぐりだす。

また章の最後には補論として、これまでの廃棄物処理システムに重大な影響をあたえると予想される、厚生省のダイオキシン対策をとりあげる。厚生省の対策では焼却処理の拡充による問題解決をはかろうとしており、その中心的な政策として焼却炉の大規模化と、規模に見合った広域処理の推進を提唱している。だが、このような広域処理政策を策定するうえで、今までの組合による広域処理の検証は行われていない。そこでここでは、一部事務組合におけるダイオキシン類濃度の測定結果と、これまでの組合における広域処理の分析結果に基づいて、厚生省の対策における問題点を指摘する。

第IV章では、組合の財源構成において高い割合をしめる、分担金及び負担金の費用負担分析に焦点をあてる。組合で採られているさまざまな費用負担の形態が、廃棄物処理の費用負担としてどのように評価できるのかを効率性と公平性の視点から考える。

そして最後に、これまでの分析結果をふまえ、今後の一部事務組合がいかなる組織形態で、かつどのような財政システムと意思決定にもとづいて一般廃棄物処理を行う必要があるのかを検討し、さらに今後の廃棄物政策において広域処理をどのように評価すべきか考える。

I 一部事務組合による広域処理の現状

1 一部事務組合とは

本論文でとりあつかう一部事務組合とは、地方自治法にもとづき、複数の地方自治体が事務の一部を共同処理するために設置する特別地方公共団体である²⁾。地方公共団体の事務処理を共同で行う場合、本論文で対象とする一部事務組合のほかに、協議会や地方開発事業団など様々なものがある。そのなかで、行政組織として的一部事務組合は次の3つの特徴をもつ³⁾。

まず一部事務組合は、法人格をもっていることが第1の特徴である。法人格

2) 一部事務組合に関する法律上の規定は、地方自治法第284条～293条の2を参照。

3) 以下の組合の特徴づけは、小泉・林 [1995] 227ページに基づいている。

が認められることにより、組合は構成市町村とは独立したかたちで普通会計をもつことができる⁴⁾。ただし、その財源の多くは構成市町村に依存しており、組合がもつ独自財源の割合は少ない。これについては第IV章で改めて述べる。

第2に、組合固有の職員と財産を所有するという特徴をもつ。職員については、組合専任の職員だけでなく、構成市町村からの出向者もあり、専任と出向者の構成比率は各組合によって異なる。さらに組合によっては、次節でみるように処理過程の一部を民間に委託しているところもある。

第3の特徴は、議会や執行機関をもち、さらに条例が制定できることである。組合でおこなう様々な事業に関する意思決定は、普通地方公共団体と同じく議会でおこなうが、議会を構成する議員をほとんどの場合、構成市町村の議員が兼任しているところに大きな違いがある。また、組合の運営は設立時に策定した規約に従わなければいけないが、政策上必要がある場合は条例を制定することで組合独自の対応ができるようになっている。

2 一部事務組合による廃棄物処理の現状

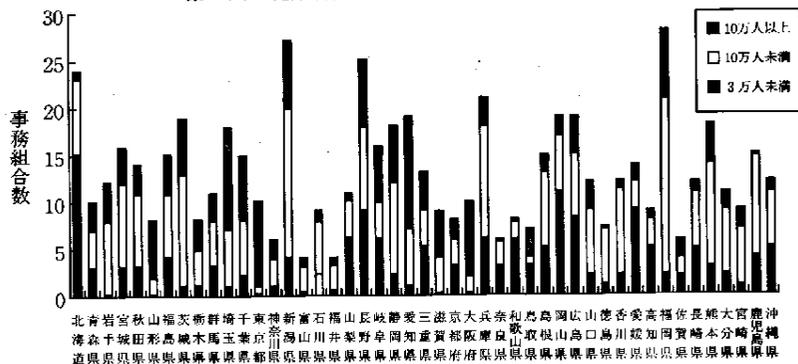
自治省が調査した「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成8年7月現在）」によれば、自治体間における事務の共同処理のために設置された一部事務組合の数は2,818で、うち最も大きい37.7%にあたる1,062を廃棄物処理とし尿処理をふくめた衛生環境分野がしめている。

第1図には、廃棄物処理にかかわっている一部事務組合の数を都道府県別にしめている。この図のなかで、棒グラフの高さは各都道府県の事務組合数をしめし、そしてそれらの組合を人口規模で色分けしている。この図から、廃棄物処理における一部事務組合の特徴として2つのことが挙げられる。

まず第1に、組合数については政令指定都市を含む都道府県（以下、都市圏）と、それ以外の都道府県（以下、地方圏）で明らかな違いはみられないと

4) 地方公営企業を営む一部事務組合については、事業会計も適用される。このため、当然のことながら普通会計と事業会計の両方をもつ組合もある。

第1図 廃棄物処理事業を行う一部事務組合数



いうことである⁵⁾。ところで、自治省行政局振興課編 [1996] をもとに筆者が調べた結果、平成7年10月1日現在で、廃棄物処理に従事する一部事務組合の数は619であり、これらの組合を構成している自治体の数は2,436である⁶⁾。一方、同年3月1日時点での自治体数は3,235であり、よって日本の自治体のうち約75%が廃棄物処理の一部、もしくはすべてを一部事務組合でおこなっているということになる。都市圏、および地方圏に関係なく、今日では一部事務組合による廃棄物処理は全国にひろがっているのである。

第2に、組合数のうえでは明確な違いがない都市圏と地方圏の組合であるが、人口規模をみても地域差が明らかに現われている。具体的には、東京都、大阪府および愛知県などの大都市圏では、組合数自体はすくないが、後述する広域市町村圏の圏域設定にさいしての目安である、10万人以上の人口をもつ組

5) 通常の都市圏や地方圏にかんする説明では、同一圏内に複数の都道府県が含まれている。だが、本論文で扱う廃棄物広域処理にかんする圏域設定においては、一般廃棄物処理が市町村の固有事務であることを考えると、圏域の基本単位は複数の市町村となり、単位圏域は都道府県内で収まることになる。よって本論文で述べる圏域は、1つの都道府県しか含んでいない。なお都市圏は、北海道、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県の11都道府県を、また地方圏はそれ以外の県を対象としている。

6) 単純に組合には入っている自治体数を合計すれば、その数は2775にのぼる。したがって、この数字と本文中の数字の差は、とある自治体が複数の組合に入っていることを意味する。計算するとその差は339になり、処理の過程で複数の組合に入っている自治体の割合は13.9%となる。

第1表 一部事務組合による処理内容(平成5, 6年度)

処理形態	収集・運搬		中間処理		埋立		収集・運搬(粗大)		中間処理(粗大)		埋立(粗大)	
	平成5	平成6	平成5	平成6	平成5	平成6	平成5	平成6	平成5	平成6	平成5	平成6
無し	384	382	44	33	130	117	461	441	271	227	294	252
直営	49	51	459	461	334	321	18	21	210	234	182	187
委託	81	72	28	30	85	89	49	51	45	52	54	59
許可	3	3	0	0	4	4	5	3	0	0	3	6
その他	3	3	10	3	23	22	4	3	8	2	12	13
直営・委託	26	24	60	65	24	28	7	6	26	24	17	14
直営・許可	10	8	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0
直営・その他	1	1	3	2	2	1	1	1	3	4	0	0
委託・許可	19	22	0	0	0	0	8	11	0	0	0	0
委託・その他	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
許可・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直営・委託・許可	19	16	0	1	0	0	5	2	0	0	0	0
直営・委託・その他	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
委託・許可・その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
総 数	596	583	607	597	602	583	561	542	563	543	562	531
[無し]が占める割合	64.43%	65.52%	7.25%	5.53%	21.59%	20.07%	82.17%	81.37%	48.13%	41.80%	52.31%	47.46%
[委託]が占める割合	13.59%	12.35%	4.61%	5.03%	14.12%	15.27%	8.73%	9.41%	7.99%	9.58%	9.61%	11.11%
委託が加わる割合	24.50%	23.16%	14.83%	16.42%	18.11%	20.07%	12.48%	13.10%	12.61%	14.00%	12.63%	13.75%

出所：厚生省生活衛生局水道環境整備課監修 [1996a], [1997] より作成。

合が過半数を占めている。これに対して、地方圏にある組合ほど、一般的な市の人口にも満たない3万人未満の組合が多い。なお、組合を人口規模別に分けると、10万人以上では28.6%、10万人未満では45.4%、そして3万人未満では26.0%の割合をそれぞれしめている。

次に組合がおこなう廃棄物の処理内容について見る。第1表には、一般ごみと粗大ごみの処理過程を収集・運搬、中間処理、および埋立処分に分け、それぞれに属する組合数を示している。この表から、現在の一部事務組合による廃棄物処理について2つのことが言える。

第1に、収集および運搬を行っている組合の数が、中間処理や埋立処分のそ

れよりもかなり少ないことである。表中の「無し」の項目は、対象とする処理過程に従事しない組合の数をしめす。収集・運搬についてみると、この項目に属する数の全体に占める割合が一般ごみの場合は6割以上、粗大ごみの場合は8割以上にいたっている。

従来から広域処理の範囲拡大は収集・運搬にかかる費用の増大を招くため、その限界が指摘されてきた。以上の数字は、費用の増加要因である収集・運搬を構成市町村で、そして規模の経済が働きやすい中間処理や最終処分を組合でそれぞれ行うことが、日本の一部事務組合による広域処理の主な形態であることをあらわしている。

第2に、処理過程の一部を民間に委託している組合が多いことである。平成6年度の実績をみても、一般ごみの収集・運搬以外のすべての処理過程について、「委託が加わる割合」の比率が前年度と比べて上昇している。以上のことから、処理過程において固定費がもっともかかる中間処理を広域処理でおこない規模の経済を実現し、さらに人件費が多くかかる収集・運搬などを民間委託でおこなうことで、組合自体の経費を削減しようとする様子がうかがわれる。

II 広域処理の評価基準とその実際

1 廃棄物処理からみた広域行政の経済評価

廃棄物処理のみならず、道路整備や医療供給などの行政サービスについては、かねてから従来の市町村を基本とした行政範囲を超えた単位で供給したほうが望ましいという広域行政論が提起されてきた。

このような広域行政論を経済学の側面から分析した先行研究のなかで代表的なものは、木下 [1968] である。この文献では、廃棄物処理をはじめとする行政サービスについて、5つの評価基準(規模の経済、利益の拡散、施設の立地、住民の選好、および所得再分配)によって広域行政の範囲を判断している。

この先行研究の分析では、廃棄物処理については、広域処理をつうじた施設の大型化による規模の経済の実現と、昼夜間人口格差によって生じる廃棄物処

理にかんするスピル・オーバーの発生を除去するということから、広域処理の必要性は強いとしている。

しかしその一方で、広域処理をおこなえば管轄区域が広がるため、収集運搬にかかる費用が高くなること、また地域住民にとって最も密着した行政サービスである廃棄物処理が広域化されると、それによって住民選好がサービスに反映されなくなるということから、規模の拡大には一定の制約があるとしている。そしてこれらを考慮したうえで、都市圏域レベル、つまり市町村と府県の中間の行政範囲が適切であると結論づけている⁷⁾。

そこで次節では、スピル・オーバーの発生除去と規模の経済を題材とし、広域行政におけるこれらの経済的な評価基準を組合によって行われている広域処理の現状と比較しつつ、廃棄物の広域処理の経済性を検討する。

2 効率性からみた広域処理の評価基準とその実際

(1) 組合の財政力からみたスピル・オーバーの有無

一般廃棄物処理においてスピル・オーバーが起こる最大の原因は、昼夜間での人口移動である。昼夜間の人口移動にともなって、本来ならば住居がある自治体によって処理されるはずの一般廃棄物が、都市部などの移動先の自治体で処理されてしまう。

具体的には、とある人が朝と夜には都市部以外にある自宅で日常生活を送るが、昼は都市部で仕事をしたりまたレジャーを楽しむという場合には、朝と夜には都市部以外の自治体で廃棄物（おもに家庭系一般廃棄物）を排出し、昼には都市部で廃棄物（おもに事業系一般廃棄物）を排出する。そしてこのような状況は、もし昼間でも都市部以外にある自治体で仕事やレジャーをおこなった

7) 林 [1984] をはじめとして、広域処理による処理範囲の拡大は、迷惑施設としての廃棄物処理施設の立地困難を緩和させるとの言及もこの分野の研究で見られる。つまり、NIMBY (Not In My Backyard) 対策としての広域処理の評価である。だが、既存の市町村という枠組みは残したままで事務の共同化としておこなう広域処理では、それまでの自治体内から構成市町村間へと対象が変わっただけで、施設立地をめぐる問題の根本的な解決策にはならない可能性がある。このような論点については、ケース・スタディーを中心とした別稿にゆずる。

場合に比べて、都市部における廃棄物の排出量が多くなる。家庭系と事業系との違いを考慮する必要はあるが、この結果として、処理サービスの供給にかかる費用負担の都市部への偏在と、供給水準が過少となる状況が生じてしまうと考えられている。

とくに都市部周辺では、職業上および生活上の必要性から人口移動が激しい。このことを考えれば、都市圏のなかの都市部とその周辺地域で広域処理が実現されるならば、地方圏に比較して、よりスピル・オーバーの発生を除去することができる。一部事務組合による廃棄物処理において、実際にこのような傾向は見られるのであろうか。以下では、組合の特徴を財政の視点から捉えた分析をおこなう。自治体の財政状況を質的側面からはかるものとして財政力指数があるが⁹⁾、ここでは構成市町村の財政力指数から筆者が暫定的に作成した、組合の財政力指数をもちいて検討する⁹⁾。

第2図には都市圏における、そして第3図には地方圏における各組合の財政力指数と構成市町村の昼夜間人口差の合計値との関係をしめしたものである¹⁰⁾。双方に共通な点としては、財政力が低い組合では人口移動がそれほどないが、中位以上になってくると移動が大きくなり、そして上位の水準にある組合では再び移動が少なくなることである。このことから、都市圏および地方圏ともに財政力指数が低い組合と高い組合では組合の範囲内における人口移動はそれほどなく、よってスピルオーバーの除去が達成されたかのように見える。

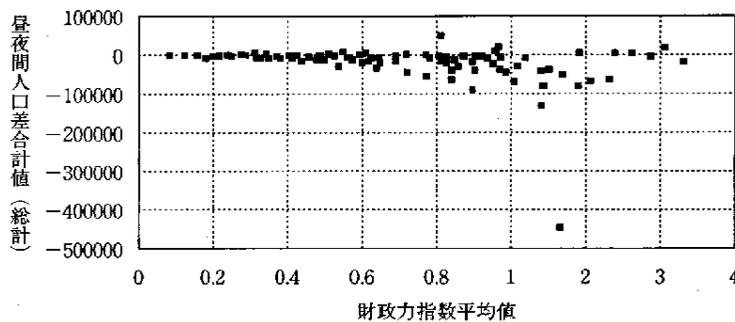
だが、財政力指数が低い組合は、元来人口移動があまりない町村間で構成さ

8) 財政力指数は、地方交付税の交付および不交付団体を決定するために用いられる指数である。この指数は、年度ごとに基準財政収入額を基準財政需要額で割って得られる値の3カ年平均値として算定することでもとめられる。この指数が1を超えれば、地方交付税が配布されない不交付団体となる。

9) 次々稿第IV章でも言及するが、一部事務組合には課税権が認められていない。したがってここで筆者が導入する組合の財政力指数とは、組合を構成する自治体の財政力指数をおなじく各自治体の標準財政規模(標準税収額に地方譲与税と普通交付税を加えたもの)でウエイトづけて加重平均した暫定的な数値であることを断わっておく。

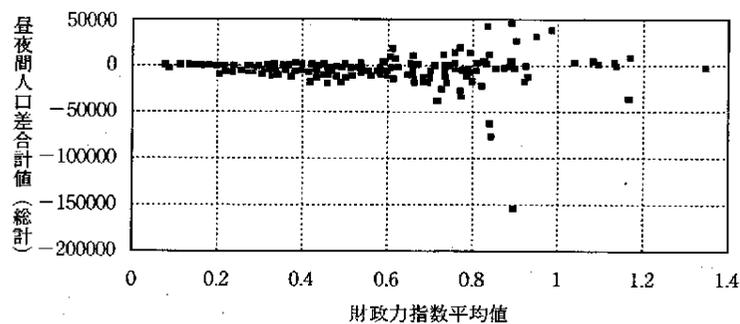
10) 組合の昼夜間人口差を計算する場合には、本来であれば構成市町村間の人口移動を考慮しなければいけないが、データの制約から数値が得られず、ここでは構成市町村の人口差の総和をつかって分析をおこなった。

第2図 組合の財政力指数と昼夜間人口差（都市圏）



出所：自治省行政局振興課編 [1996]、自治省財政局編 [1996]、総務庁統計局編 [1995] より筆者作成。

第3図 組合の財政力指数と昼夜間人口差（地方圏）



出所：第2図と同じ。

れる場合がほとんどであることから、スピル・オーバーの除去という視点からの広域処理の評価にはそぐわない。一方、財政力が高い組合は、大都市圏に見られる都市部同士によるか、もしくは都市部とそのベッド・タウンとして機能し、住民税関連を中心として比較的税収がゆたかな周辺地域によって構成されている。そして評価基準上、後者こそがスピル・オーバーの発生を除去するという点ではもっとも望ましい組合の形態なのであるが、2つの図をみればわかるように、全体の数にたいする該当組合の割合は都市圏ならびに地方圏とも圧

倒的に小さい。

双方で異なる点としては、都市圏においては人口差がプラスをしめしている組合はあまり存在しないのに対し、地方圏では組合の財政力指数が0.6~1.0に位置する組合のいくつかで、明らかにプラスになっているところがいくつか見られることである。このことは、都市圏においては人口流出が、また地方圏においては人口流出のみならず人口流入が起こっていることをしめしており、これらの組合については、スビル・オーバーの除去という理由で組合が設立されたという根拠づけは妥当であるとは言えない。

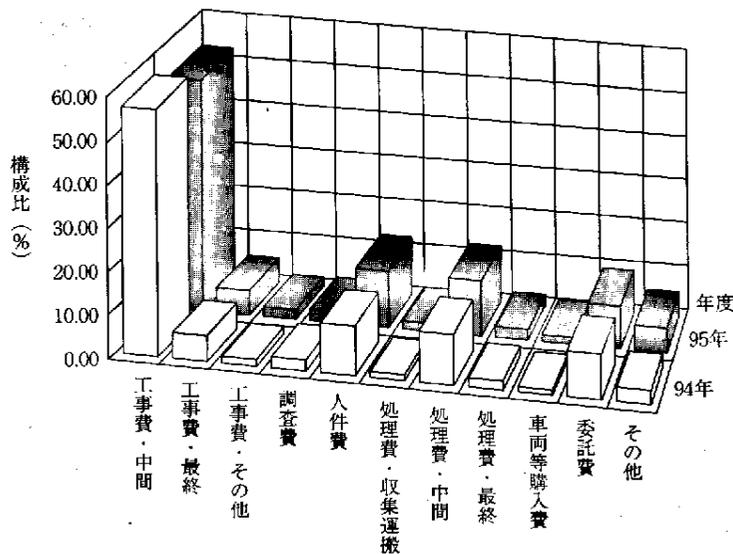
以上のことから、スビル・オーバーの除去においてもっとも広域処理の効果があるとされる都市部とその周辺地域との間に設立された組合は、現実の一部事務組合のなかではそのごく一部でしかない。また、その効果は都市圏のほうがより大きいことが期待されるのであるが、現実には都市圏においても地方圏と同様に該当する組合数は少ないことがわかった。

(2) 広域処理による規模の経済

近年において廃棄物財政の拡充が必要とされる背景には、焼却施設の大型化と施設運転のコンピュータ化などをはじめとする設備の高度化による処理経費の増大がある。さらに第Ⅲ章で議論するように、98年12月1日から本格的に施行された一連のダイオキシン対策のなかで焼却施設の大型化が推奨されていることは、施設形態のゆくえに多大な影響をあたえたと考える。また廃棄物処理施設は固定費の割合が大きいため、規模の経済が働きやすい。これらを考えると、財政力がない自治体が処理施設と財政規模の拡大のために広域処理へと向かうインセンティブはあるように思える。そこで以下では、最近建設された一部事務組合が所有する施設にかんして規模の経済の有無を分析するが、その前にまず組合の経費構造について言及しておく。

一部事務組合の経費構造を第4図にしめしている。これを第5図にしめず、組合処理に市町村単独処理をくわえた廃棄物処理経費全体での経費構造と比較すると、つぎの2点に組合の経費構造の特徴を求めることができる。

第4図 組合における経費構成比率



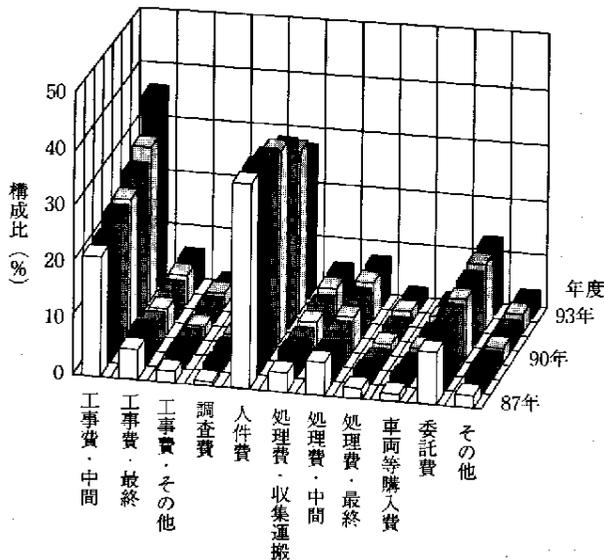
出所：第1表と同じ。

まず、中間処理および最終処分にかかる経費割合が大きいということである。これは第1表でみたように、組合のなかで収集運搬を行うところが少なく、その分だけ中間処理や最終処分にかかる経費の割合が大きくなるためである。

第2の特徴としては、上記のことと関連しているが、人件費の割合が極端に低いということである。全体的な傾向をしめす第5図においても、人件費のしめる割合は年々減少していることがわかる。そのなかで、人件費の大半を費やす収集運搬を行わないことが多い一部事務組合において、人件費の構成比率が第4図に見るように低くなることは容易に考えることができる。

以上の2つの特徴を考えれば、一部事務組合による広域処理を通じて、施設規模を大きくすれば規模の経済が働くように思える。そこで次に第4図のなかで構成比率が高く、また固定費のしめる割合が大きいため規模の経済が働きやすい中間処理を題材として、広域処理による規模の経済にかんする分析をおこ

第5図 項目別経費構成比率



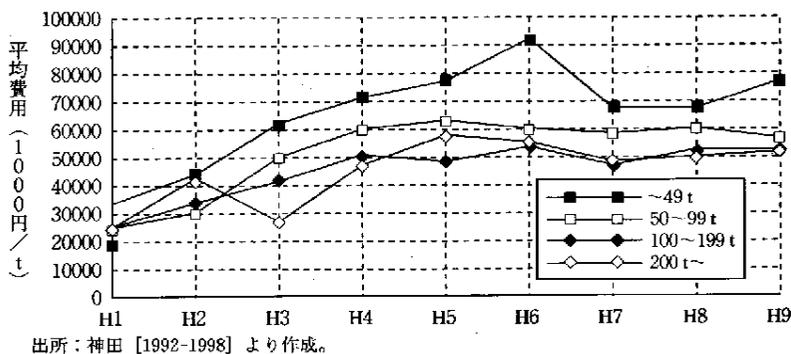
出所：山下 [1996] より作成。

なう¹¹⁾。

第6図には、組合が契約した中間処理施設(焼却施設)の単位処理能力あたりの建設費を規模別でしめしている。施設単価は近年上昇傾向にあるが、そのような状況のもと規模別に処理単価の動向をみると、処理規模が200t未満までは規模が拡大するにつれて平均単価がさがっており、規模の経済が働いてい

11) なお山下 [1968] では、規模の経済にかんする議論において建設費のほかには運営費についても言及している。そこでは、各自治体の廃棄物処理を組合でおこなうことによって、運営にかんする共通費用部分を削減するという意味で言及しているように見受けられる。ところで廃棄物処理における運営費は、一般廃棄物処理の経費項目上では維持及び管理費に該当する。第4図をみると、一部事務組合の維持及び管理費に該当する項目のなかで大きな割合をしめる人件費と中間処理の処理費をあわせて20%ほどであり、第5図にしめす全体的な廃棄物処理経費における同じ項目にくらべてかなり低い。このように維持及び管理費が組合方式で低いのは広域処理の結果というよりも、むしろ本文中で述べたように、人件費がもっともかかる収集・運搬をおこなっていない組合が多いからである。しかし、収集・運搬をおこなっている組合もあり、とくにそれらは次稿第Ⅲ章で言及する地方型組合に多い。これらの組合における維持及び管理費の共通化にとともなう費用削減効果については、ケース・スタディーを中心とした別稿にゆずる。

第6図 単位処理能力あたりの建設費 (中間処理・契約金額ベース)

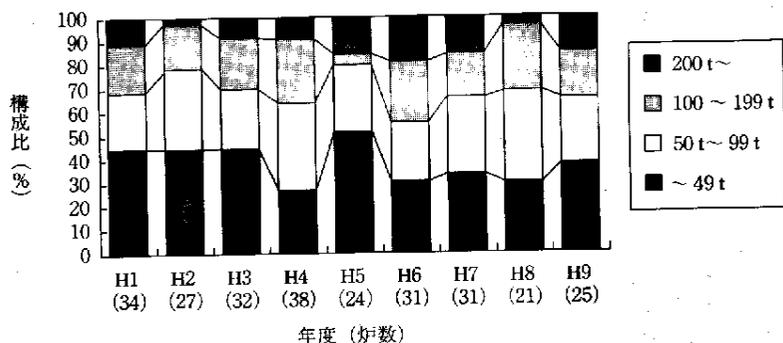


る。しかし規模が200t以上になると、単価はさほど変わらないどころか年度によっては逆に上昇してしまい、規模の不経済が働いてしまっている。このように大規模になると規模の経済が働かない理由として最も考えられることは、大気汚染防止のために設置されるバグフィルターや電気集塵機などの排ガス処理施設の存在である。

この点にかんして清水ほか [1998] では、90年代に導入された24時間連続運転の焼却炉のいくつかについて、プラントの建設費用に排ガス処理費用をくわえたものと処理規模との関係を分析しており、その結果、両者は直線的な関係になることを述べている。このことは、大規模焼却炉における規模の経済は存在しないことを意味している。本論文では対象期間において建設されたすべての炉の種類について分析しているため、上記の研究との違いがあらわれているが、この点については今後の研究課題としたい。

ところで、200tほどの大規模な施設をどれくらいの数の組合が所有しているのだろうか。じつは第7図に示しているように、組合で建設された焼却炉の6割以上が100t未満の処理施設である。したがって、規模の経済がもっとも実現できる100t以上から200t未満の焼却炉は組合で建設されたなかでは少ないのである。

第7図 設立炉数とその規模別割合



出所：第6図と同じ。

参考文献

秋田 周 [1990] 『特別地方公共団体・広域行政』(実務地方自治法講座 第9巻) ぎょうせい。

石川 慎昭 [1993] 「ごみ処理技術の歴史の変遷と技術開発の展望(2)」『環境施設』工業出版社、第54号。

石原 信雄、矢野 浩一郎、辻 誠二 [1973] 『地方財政制度』(新地方自治講座 第8巻) 第一法規。

植草 益編 [1994] 『講座・公共規制と産業① 電力』NTT 出版。

植田 和弘 [1992] 『廃棄物とリサイクルの経済学』有斐閣。

奥野 信宏 [1996] 『公共経済学』岩波書店。

神田 士郎 [1992-1998] 「業界展望(焼却炉)」『環境施設』工業出版社、第48, 52, 56, 60, 64, 68, 72号。

木下 和夫監修 [1968] 『広域行政の経済効果』学陽書房。

小泉 允圀、林 亜夫編 [1995] 『都市経営』(財放送大学教育振興会)。

佐藤 進、林 健久編 [1994] 『地方財政読本(第4版)』東洋経済新報社。

清水 修二 [1999] 『NIMBY シンドローム考』東京新聞出版局。

清水 剛、高岸 健、折戸 真美、藤原 健史、武田 信生 [1998] 「ごみ焼却炉排ガス中ダイオキシン濃度の施設構造・地域・コスト因子との関連性」『環境衛生工学研究』京都大学環境衛生工学研究会、第12巻第3号。

田口 正己 [1998] 『ごみ問題百科Ⅱ—争点と展望』新日本出版社。

田中 勝 [1991] 「『廃棄物処理の広域処分をめぐって』の特集にあたって」『廃棄物

学会誌」第2巻第3号。

田中 勝, 高月 鉦 [1983] 『現代のごみ問題 (技術編)』中央法規。

林 亜夫 [1982] 「地方自治体の公共サービス共同化における費用負担制度の分析—消防, 廃棄物処理, 老人福祉事業の一部事務組合における費用負担の分析」『計画行政』第8号。

—— [1984] 「廃棄物処理の費用負担分析—地方自治体間の共同処理, 広域処理の実態とその費用負担」『環境科学特別研究報告集 B215-R40-1』文部省。

林 宜嗣 [1995] 『地方分権の経済学』日本評論社。

肥後和夫 [1994] 「廃棄物処理の財政的視点」『明海大学経済学論集』第6巻第1号。

平岡正勝 [1997] 「廃棄物処理におけるダイオキシン対策をめぐる最近の動向」『廃棄物学会誌』第8巻第4号。

藤田武夫 [1984] 『現代日本地方財政史 (下巻)』日本評論社。

山下憲司 [1996] 「平成5年度一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要」『都市清掃』第49巻第213号。

寄本勝美 [1974] 『ゴミ戦争 地方自治の苦悩と実験』日経新書。

—— [1990] 『ごみとリサイクル』岩波書店。

(株)産業技術会議編 [1997] 『平成9年度版 財政と地域整備』地方財政調査会。

環境産業新聞社編 [1996] 『廃棄物年鑑1997年版』環境産業新聞社。

厚生生活衛生局水道環境部環境整備課監修 [1996a] 『平成7年度版 平成5年度実績廃棄物処理事業実態調査統計資料 (一般廃棄物)』(社)全国都市清掃会議。

—— [1996b] 『日本の廃棄物'96』(社)全国都市清掃会議。

—— [1997] 『平成8年度版 平成6年度実績廃棄物処理事業実態調査統計資料 (一般廃棄物)』(社)全国都市清掃会議。

厚生省水道環境部編 [1993] 『新 廃棄物処理法の解説』(財)日本環境衛生センター。

市町村自治研究会編 [1982] 『一部事務組合のしくみとその運用』ぎょうせい。

自治省行政局振興課監修 [1995] 『広域行政圏要覧 平成6年改訂』第一法規。

自治省行政局振興課編 [1996] 『全国一部事務組合要覧 (平成8年度)』ぎょうせい。

自治省財政局編 [1996] 『市町村別決算状況調 (平成6年度)』(財)地方財務協会。

総務庁統計局編 [1995] 『日本の人口 平成2年国勢調査—最終報告書 (資料編)』——日本統計協会。

地方財政調査研究会編 [1996] 『地方財政統計年報 (平成8年度)』(財)地方財務協会。

廃棄物学会編 [1998] 『改訂 ごみ読本』中央法規。